

## 都内私立高校での法教育授業報告レポート

平成25年10月、当委員会の委員3名が、都内の私立高校で出張授業を行いました。対象は、社会科の司法に関する選択科目を受講している高校3年生の生徒さん23名で、私たちの出張授業の前に検察官から授業を受けたり、刑事裁判傍聴に行ったりしており、司法や法律について関心の深い生徒さん達でした。午後1時10分～午後3時で2コマを使って実施しました。

最初に、職業紹介として「弁護士の仕事」についてお話ししました。法律紛争の防止や解決における弁護士の役割、民事・刑事事件の種類や解決方法等について解説した後、「新人弁護士のとある1日」として、特に若い弁護士が実際どのような仕事をしているか（意外に長時間労働です！）や弁護士のやりがいなどをリアルにお話ししました。

次に、「労働法の世界」というテーマで、労働法について高校生にとっても身近な題材をもとに解説しました。世間では「会社に入る」「就職する」と言われているが、実は会社と労働契約という契約を結んでいること、ただ、会社と労働者個人では力関係に大きな差があるので、その差を埋めるために憲法や労働法は会社の行動を制限し労働者を保護していることをまずお話ししました。その上で、「採用段階での差別は許されるのか」、「そう簡単には解雇は認められないこと」、「アルバイトだからといって時給は最低賃金額を下回る事が出来ないこと」などについて、生徒さん達に答えてもらいながら解説しました。最新の最低賃金額を正確に知っている生徒さんもいて、驚かされました。最後に「ブラック企業の実情と見分け方」について、出張した弁護士が担当している居酒屋の店長の長時間労働、過労自殺未遂の事件を例にお話ししました。

質疑応答では、「弁護士の年収は？」との率直な質問や、「有名企業でもブラック企業ってあるんですか？」などの質問が出されました。また、生徒さん達のアンケートでは、「具体的な例題が用意されていて最後まで楽しんでいくことができました。遠い中貴重な講義をありがとうございました！」「労働に関係する問題について良くわかりました。労働法は知っておかなければ損をすると思いました」等の感想をいただきました。更に内容を練り上げていきたいと思えます。